

「粉体技術」編集倫理綱領

一般社団法人日本粉体工業技術協会

「粉体技術」編集委員会

一般社団法人日本粉体工業技術協会の目的は、粉体に関する鉱工業技術の開発及び普及を通じて粉体関連工業の発展を図り、わが国経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することである。この目的を実現するために「粉体技術」は高い倫理水準を保たねばならない。

「粉体技術」編集者は、その自覚に基づいて次の指標を掲げ、自ら戒めてその実践に努め、編集倫理の向上を図るものとする。

(言論・報道の自由)

1. 編集者は完全な言論の自由、表現の自由を有する。この自由は、われわれの基本的権利として強く擁護されなければならない。

(人権と名誉の尊重)

2. 個人及び団体の名誉は、他の基本的権利と等しく尊重され擁護されるべきものである。
 - (1) 真実を正確に伝え、記事に採り上げられた人の名誉やプライバシーをみだりに損なうような内容であってはならない。
 - (2) 社会的弱者については十分な配慮を必要とする。
 - (3) 人権・民族・宗教等に関する偏見や、門地・出自・性・職業・疾患等に関する差別を、温存・助長するような表現があってはならない。

(法の尊重)

3. 法の存在を強く尊重する。記事の作成に当たっては、著作権等に関する諸権利を尊重する。

(品位)

4. 雑誌は、その使命のゆえに高い品位を必要とする。編集者は、真に言論・報道の自由に値する品位の向上に努める義務のあることを確認する。

(広告の表現規制)

5. 広告に関しては、表現の自由を守り信用をたかめるため、掲載に際し広告関係者の協力・合意に基づき自主的に行うことが望ましい。
 - (1) 広告は、真実を伝えるものでなければならない。紙面の品位を損なうものや関係諸法規に違反するものであってはならない。比較または優位性を表現する場合、その条件の明示及び確実な事実の裏付けが無いものは掲載しない。
 - (2) 社会秩序を乱すような表現、氏名、写真、談話及び商標、著作物などの無断使用をしてはならない。
 - (3) 詐欺的なもの(不正商法とみなされるもの)、名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害など虚偽または誤認される恐れのあるものは掲載しない。

(付記) 平成 22 年 9 月 18 日制定 (編集委員会 承認)

平成 23 年 3 月 18 日確認 (一般社団法人移行による読替)